

糸島 1 市 2 町合併協議会幹事会専門部会分科会設置要領

(設置)

第 1 条 糸島 1 市 2 町合併協議会幹事会専門部会設置要領第 3 条第 4 項の規定に基づき、糸島 1 市 2 町合併協議会幹事会専門部会分科会(以下「分科会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 分科会は、糸島 1 市 2 町合併協議会に提案する事項及びその他合併に関する事項を専門的に調査し、協議案又は調整案を作成するものとする。

(組織)

第 3 条 分科会は、別表に掲げる職員をもって組織する。

2 分科会に分科会長を置く。

3 分科会長は、職員の互選によりこれを定める。

(会議)

第 4 条 分科会は、分科会長が開催し、これを進行する。

2 分科会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

3 各分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第 5 条 分科会長は、分科会の協議での経過及び結果について、専門部会の協議を経て幹事会に報告するものとする。

(庶務)

第 6 条 分科会の庶務は、分科会長の属する市又は町の担当課等が処理する。

(委任)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、分科会の運営等に関し必要な事項は、各分科会が定める。

附 則

この要領は、平成 2 0 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

担当部会	分科会	前原市	二丈町	志摩町
行財政 部 会	議会分科会	議事課	議会事務局	議会事務局
	財政分科会	財政課 会計課	総務課 出納室	総務課 出納課
	管財分科会	財政課	総務課	総務課
	総務分科会	総務課 経営企画課	総務課 企画調整課	総務課 企画課
	人事分科会	総務課	総務課	企画課
	企画分科会	秘書広報課 経営企画課	総務課 企画調整課	
	監査分科会	監査事務局	議会事務局	議会事務局
	税務分科会	税務課 収税課	税務課	税務課
	消防分科会	総務課	総務課	総務課
生活環境 部 会	住民分科会	市民課	住民課	住民課
	環境分科会	生活環境課	生活環境課	都市計画課
	下水道分科会	下水道課 業務課		上下水道課
	上水道分科会	水道課 業務課		
健康福祉 部 会	福祉分科会	福祉課 子ども課	健康福祉課	健康福祉課
	国保健康分科会	健康づくり課 保険年金課 収税課	住民課 健康福祉課	住民課 健康福祉課
	介護保険分科会	保険年金課	健康福祉課	健康福祉課
産業建設 部 会	農林分科会	農林水産課	産業振興課	産業振興課 土木課
	農政分科会	農政課 農業委員会		産業振興課
	水産分科会	農林水産課		
	商工観光分科会	企業立地課 商工観光課	企画調整課 産業振興課	産業振興課 都市計画課

	都市計画分科会	都市計画課	都市整備課	都市計画課
	建設分科会	建設課		土木課
	住宅分科会	都市計画課		総務課
文化教育 部 会	学務分科会	学校教育課	教育課	学校教育課
	社会教育分科会	生涯学習課		社会教育課
	公民館分科会			
	人権・同和教育 分科会	人権・同和政策課 生涯学習課	企画調整課 教育課	企画課 社会教育課
	文化分科会	文化課	教育課	社会教育課

分科会は、各担当課等の長及び関係職員で構成する。